



## 「遊興させる」の意義

(出典:特定遊興飲食店営業の定義の解釈案

「遊興させる」とは、文字どおり遊び興じさせることであるが、特定遊興飲食店営業として規制対象となるのは、営業者側の積極的な行為によって客に遊び興じさせる場合である。客に遊興をさせるためのサービスとしては、主として、ショーや演奏の類を客に見聴きさせる鑑賞型のサービスと、客に遊戯、ゲーム等を行わせる参加型のサービスが考えられる。

ア 鑑賞型のサービスについては、ショー等を鑑賞するよう客に勧める行為、実演者が客の反応に対応し得る状態で演奏・演技を行う行為等は、積極的な行為に当たる。

これに対して、単にテレビの映像や録音された音楽を流すような場合は、積極的な行為には当たらない。

イ 参加型のサービスについては、遊戯等を行うよう客に勧める行為、遊戯等を盛 り上げるための言動や演出を行う行為等は、積極的な行為に当たる。

これに対して、客が自ら遊戯を希望した場合に限ってこれを行わせるとともに、 客の遊戯に対して営業者側が何ら反応も行わないような場合は、積極的な行為に は当たらない。

## 「遊興させる」具体例

- ①不特定の客にショー、ダンス、演芸その他の興行等を見せる行為
- ②不特定の客に歌手がその場で歌う歌、バンドの生演奏等を聴かせる行為
- ③客にダンスをさせる場所を設けるとともに、音楽や照明の演出等を行い、 不特定の客にダンスをさせる行為
- ④のど自慢大会等の遊戯、ゲーム、競技等に不特定の客を参加させる行為
- ⑤カラオケ装置を設けるとともに、不特定の客に歌うことを勧奨し、不特定の客の歌に合わせて照明の演出、合いの手等を行い、又は不特定の客の歌を褒めはやす行為
- ⑥バー等でスポーツ等の映像を不特定の客に見せるとともに、客に呼び掛けて応援等に参加させる行為

松田博行政書士事務所